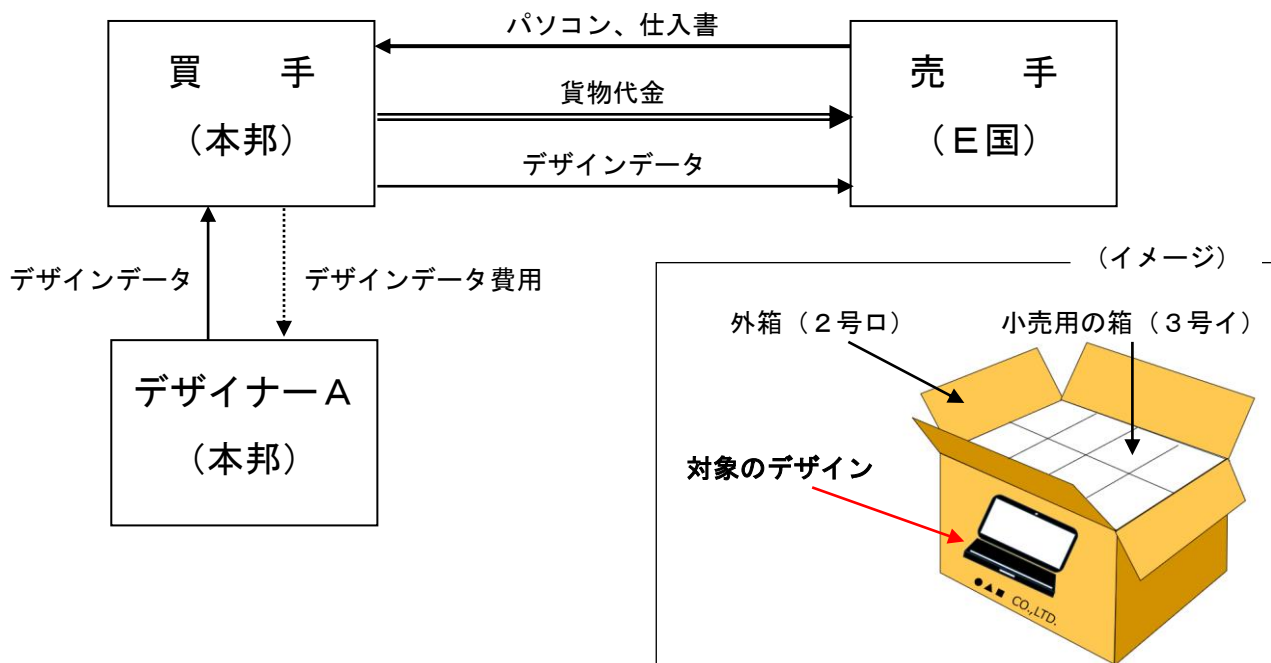


4. 輸入貨物の輸送用カートンボックスに係るデザインデータの費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からパソコンを購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物（小売用の箱入り）を輸送するためのカートンボックス（外箱）に印刷するためのデザインデータの作成を本邦に在住するデザイナーA氏に依頼し、A氏が本邦において作成したデザインデータを、クラウドサービスを通じて売手に無償で供与しました。

売手は、自らがE国内で調達したカートンボックスに買手から供与されたデザインを印刷します。印刷されたカートンボックスは、輸入貨物輸送用の外箱として使用されます。

なお、この外箱は、反復使用に適することが明らかなものではないことから、関税率表の解釈に関する通則 5 (b) (※) の規定により、「当該物品に含まれる」とされる包装容器に該当します。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で供与したデザインデータに要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

※ 関税率表の解釈に関する通則 5 (b)

(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この (b) の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供したデザインデータに要した額は、「輸入貨物の容器の費用」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

(理由)

輸入取引に関し買手により負担される「輸入貨物の容器の費用」は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとされています。

また、上記取引において使用される輸入貨物の輸送用カートンボックス（外箱）は、輸入貨物（小売用の箱入り）に組み込まれているものとは認められません。したがって、この外箱は、「輸入貨物の一部」ではなく「輸入貨物の容器」として取り扱われます。

上記取引では、貴社が無償で供与したデザインデータは、輸入貨物輸送用の外箱にデザインを印刷するために売手により使用されることから、このデザインのデータに要した費用は外箱の費用を構成します。したがって、貴社が無償で供与したデザインデータに要した費用は「輸入貨物の容器の費用」に含めて、課税価格を計算することとなります。

なお、上記のとおり本邦において作成されたデザインデータは、輸入貨物輸送用の外箱の生産に使用されるものであり、輸入貨物（小売用の箱入り）の生産には使用されません。したがって、「輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの」には該当しないことから、デザインの開発国を考慮する必要はありません。

(注)

買手により無償提供される輸入貨物のデザイン（日本人が海外で作成したもの）の取扱いは、「質疑応答事例（輸入貨物の取引価格による方法（関税定率法第4条第1項関係）3. 加算要素の取扱い（4）（無償提供物品、役務）15. 輸入貨物のデザイン（日本人が海外で作成したもの）の費用」をご確認ください。

【関係法令通達】

●外箱に関する法令通達

関税定率法第4条第1項第2号ロ

関税定率法基本通達4-10

●デザインデータに関する法令通達

関税定率法第4条第1項第3号二

関税定率法施行令第1条の5第3項

関税定率法基本通達4-12(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）